平成２８年（フ）第１９６号
名古屋市南区楠町62番地　コーポ楠202号
債務者　藤岡　幸男
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７号
山口県防府市八王子１丁目20番３―405号
コアマンション八王子、前住所山口県防府市岸津１丁目22番24―303号　ケイムＢ棟11
債務者　藤田　義彦
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０６３号
東京都世田谷区北烏山６丁目16―29―107
債務者　小野寺ミチ子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０６４号
東京都板橋区常盤台４丁目37－４－201
債務者　笈澤佐和子（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７号
東京都日野市西平山１丁目27番地の３レジデンス布留川103
債務者　岩本眞知子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４２号
東京都あきる野市平沢653番地７
債務者　松田奈津美
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６２号
東京都八王子市小比企町469番地５
債務者　三上　義則
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９９５号
大阪府吹田市山田西１丁目26番53号カリーノ102号室、住民票上の住所京都府八幡市欽明台東３番地１　Ｂ―106号
債務者　坂本　　泰
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００８号
大阪府東大阪市南荘町11番６号
債務者　武富スミエ
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０１号
大阪府高槻市玉川２丁目41番208号
債務者　鈴　　幸
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５７号
東京都立川市錦町６丁目２番11号エヌム六番館105号
債務者　相澤　美希（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７３号
静岡市駿河区向敷地60番地の３　県営向敷地団地105号
債務者　鷲巣　廣美
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２８号
静岡市清水区石川68番地の３　矢野荘201
債務者　平石さなえ
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８４号
岡山市北区庭瀬754番地グランフォーレ庭瀬307号
債務者　吉田沙也香
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２号
岡山市中区長岡　県営住宅１号
債務者　髙田　浩之
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部